令和９年度幸田町児童クラブ入所案内

１　対象

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生

児童クラブは、施設設備・職員の体制面で保育園等より環境が整備されていません。発達・健康面で特別な配慮が必要で、集団生活が難しく、安全にお預かりすることが難しい場合は、就学前に療育施設等を利用していなかった児童でも、入所不許可又は利用開始後に退所となる場合があります。

保育園等で加配保育士がついていたり、多動・衝動性、集団生活でのトラブルの多さを指摘されている場合は、障害や発達の状況に応じて支援を行う「放課後等デイサービス」がありますので、お早めにご利用をご検討ください（長期休業期間のみ児童クラブとの併用も場合により可能)。放課後等デイサービスの詳細は、福祉課福祉グループ（℡63-5112）までお問い合わせください。

２　名称、所在地等

名称	所在地	定員	電話
坂崎第１児童クラブ	坂崎小学校体育館２階会議室	30	62-2924
〃　第２児童クラブ	〃　南館児童クラブ室	40	63-1572
幸田第１児童クラブ	幸田小学校体育館２階会議室	40	62-0715
〃　第２児童クラブ	〃　北舎１階会議室	50	62-2721
〃　第３児童クラブ	〃　南館１階児童クラブ室	50	62-0203
〃　第４児童クラブ	〃　本館１階多目的室	50	62-0226
中央第１児童クラブ	中央小学校体育館地階児童クラブ専用スペース	50	62-8126
〃　第２児童クラブ		40	63-3885
〃　第３児童クラブ	〃　西館１階児童クラブ室	50	62-5755
荻谷第１児童クラブ	荻谷小学校体育館２階会議室	20	62-4222
〃　第２児童クラブ	〃　特別教室棟１階多目的室	40	62-1055
深溝第１児童クラブ	深溝小学校体育館２階会議室	20	62-4223
〃　第２児童クラブ	〃　南館２階児童クラブ室	50	62-6660
豊坂第１児童クラブ	豊坂小学校体育館２階会議室	30	62-2923
〃　第２児童クラブ	〃　東館１階児童クラブ室	50	62-0750

※深溝第２児童クラブを分割して深溝第３児童クラブを創設する可能性があります。

３　開所日及び時間

⑴毎週月曜日から金曜日…放課後から午後６時30分まで

⑵土曜日、祝日、小学校の長期休業日及び学校行事等による特定休業日 …午前７時30分から午後６時30分まで

※土曜日及び祝日は、中央小学校にて全クラブ合同で実施します。

・午後６時以降も利用される場合は、入所決定後改めて延長申請をする必要があります。

4　休業日

日曜日、お盆（8 月 13 日から 15 日まで）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

5　職員

保育士、教諭資格等を有する者を主に放課後児童支援員として配置

6　手数料

１か月当たりの利用日数が 10 日以下…3,000 円　※８月は 4,000 円

〃の利用日数が 11 日以上…6,000 円　※８月は 8,000 円

※納付は口座振替でお願いします。「児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」を提出した方が滞納した場合は、児童手当から徴収します。

7　申請方法

「幸田町児童クラブ運営規程」及び「幸田町児童クラブプライバシーポリシー」に同意した上で申請してください。内容は以下の町ホームページからご確認ください。

幸田町児童クラブ運営規程　幸田町児童クラブプライバシーポリシー

⑴　電子申請

ア　ＰＣで申請する場合

町ホームページにアクセスして、ページ名「児童クラブ入所申し込みについて」内のリンクから進んでください。令和８年度入所の申請と間違えないようにしてください。

ホームページＵＲＬ：https://www.town.kota.lg.jp

記事ＩＤ：１１４１７

イ　スマートフォンで申請する場合

右の二次元コードをスマートフォンのカメラで読み取ってください。

⑵　紙申請

ア　令和９年度児童クラブ入所申請書

イ　就労証明書　証明日が３か月以内であるもの

※就労以外の理由による申し込みは、次の書類を提出してください。

区分	利用許可期間	提出書類
就学又は技能訓練	在学・訓練期間	在籍証明書及びカリキュラムの写し
妊娠・出産	産前6週産後8週	母子手帳の出産予定日と氏名が記入されたページの写し
入院	入院期間	診断書又は入院計画書の写し（療養期間が分かるもの）
傷病	療養に要する期間	診断書の写し（療養期間が分かるもの）
介護・看護	介護・看護期間	被介護者・被看護者の診断書の写し（療養期間が分かるもの）
障害		障害者手帳の写し
求職活動中	3か月（面接等必要な日のみ）	不要
その他		就労証明に準ずる書類

※同居親族（令和 9 年 4 月 1 日時点で学生を除く 20 歳以上 65 歳未満）は必ず提出をお願いします。未提出の場合、申請受付の対象外となりますので、御注意ください。

・提出書類等は、令和８年 10 月１日（木）から、町ホームページでダウンロードできます。
また、役場こども課及び各児童クラブで配布します。
・必要事項を御記入の上、住民こども部こども課 こども政策グループ（役場１階３番窓口）に持参又は郵送で提出してください。各クラブでの受付はしませんので、ご注意ください。
・年度ごとの申し込みとなりますので、現入所児が引き続き新年度の入所を希望される場合も、改めて申し込みが必要です。

８　申請受付期間

こども課：令和８年 10 月１日（木）から 11 月 30 日（月）午後４時まで

※期間後の申請は、５月１日以降の入所の審査となります。

・入所の可否につきましては、令和９年２月頃に郵送にて通知予定です。

９　選考方法

定員以上の申し込みがあった場合には、入所審査選考基準表に基づき次の計算方法で算出された点数の高い順に入所を決定させていただきます。

【基本指数】：同居親族（令和９年４月１日時点で学生を除く 20 歳以上 65 歳未満）の合計を該当者数で除したもの

【調整指数】：該当者に加算される指数

【審査指数】：【基本指数】＋【調整指数】

・入所審査選考基準表に基づいて算出された点数が同じ場合は、次の優先基準で入所決定させていただきます。

①低学年　②ひとり親家庭　③勤務終了時間の遅い順

10　強制退所

以下のいずれかに該当する場合は、利用許可期間中でも強制的に退所となる場合があります。

⑴　退職等の世帯状況の変化により、利用条件に該当しなくなった場合。ただし、育児休業を取得した場合を除く。

⑵　利用者が正当な理由なく、２月以上利用しなかった場合。

⑶　申請内容に虚偽があることが判明した場合。

⑷　支援員や他児童に対しての暴言及び暴力、施設・備品の破壊行為、クラブ室からの飛び出し等の危険行為が繰り返され、児童クラブの運営上、支障がある場合。

⑸　障害者差別解消法における合理的配慮の提供が困難な場合。

⑹　手数料の滞納が３か月分以上ある場合。

⑺　求職活動中を事由として入所してから３か月以内に正当な理由なく就労を開始しなかった場合。

⑻　休暇取得日のクラブ利用、開所時間を過ぎたお迎えなどクラブが定めたルールを守らないことが継続した場合。

⑼　その他町長が必要と認めた場合。

【問合せ　幸田町住民こども部こども課 こども政策グループ　℡６２－１１１１ 内線１３１】